

航空機を利用した出張に係る旅費の不適切な請求等について

1. 調査概要

平成16年度決算検査報告において、航空機を利用した出張に係る旅費の不適切な請求事案が掲載されたことから、国土交通省においても、航空機を利用した出張について以下のとおり調査を行った。

出張件数が相当数に上ることから、航空機を利用する機会の多い本省及び北海道、九州、沖縄地区所在官署における、平成16年度の航空機を利用した出張について緊急的かつ先行的に調査を行った。

調査は、請求書に添付された航空券半券に記された記号が示す航空運賃と領収書の金額について照合等を行い、過払いの有無について確認した。

2. 調査結果

調査の結果は、以下のとおり。

航空機を利用した出張	26,048件	金額	17億8,327万円
うち、			
不適切な請求による過払い	28件	金額	68万円
手続きの誤りによる過払い	312件	金額	375万円

過払いが生じた要因は、航空機を割引航空運賃やマイレージで利用したにもかかわらず、普通運賃等の領収書を添付し差額の支払いを受けていたり、また、航空運賃と宿泊料がパックになった商品を使用した場合の旅費の請求手続きにおいて、適切な確認が行われていなかったものなどである。

3. 対応

今回判明した過払いについては全額返還させるとともに、引き続き年内を目途に全官署について過去5年間の過払いの有無について調査を実施することとする。

なお、職員に対する処分等については、全官署の調査結果をまとめて判断する。